

いなべ市監査委員告示 第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（いなべ市観光事業費補助金）の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

令和3年3月25日

いなべ市監査委員 二宮 敏夫

いなべ市監査委員 伊藤 智子

い監査第 168 号
令和3年3月25日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 二宮 敏夫
いなべ市監査委員 伊藤 智子

令和2年度財政援助団体等（いなべ市観光事業費補助金）
に対する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（いなべ市観光事業費補助金）に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果を次のとおり報告する。

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

いなべ市観光事業費補助金

(いなべ市観光協会)

いなべ市監査委員

財政援助団体等に対する監査

第1 監査実施年月日及び監査の対象（所管課）

令和3年3月2日（火）

一般社団法人いなべ市観光協会（農林商工部商工観光課）

第2 監査の概要

1 監査の趣旨

財政援助団体への補助金は公費であることから、当該支出の適正性を確認するため、財政援助の目的に沿った事業が行われているかについて検証をする必要があるため、地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施した。

2 監査の対象

平成31年度のいなべ市から補助を受けた観光事業費補助金

総額 14,753,850 円

内訳	人件費補助金	8,060,000 円
----	--------	-------------

	運営費補助金	6,000,000 円
--	--------	-------------

	事務局費補助	500,000 円
--	--------	-----------

	事務所移転費用補助金	193,850 円
--	------------	-----------

3 監査の主眼

- ① 補助金の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- ② 補助金は、事業計画及び交付条件、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ③ 補助金に係る支出の会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助金に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。
- ⑤ 規則、内規に従って支出がなされているか。

第3 監査の方法

平成31年度の補助対象事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係者からの説明を求めるとともに、当該補助金の係る関係帳簿、証拠書類等の照合及び調査を行う方法で実施した。

第4 監査の結果

補助金は、一般社団法人いなべ市観光協会への交付目的に沿って支出されており、その事務処理もおおむね適正に行われていた。

1 監査対象団体の概要

名称・代表者 一般社団法人 いなべ市観光協会
代表理事 佐藤 忠生

事務所所在地 いなべ市員弁町笠田新田 111 番地

事業の目的・概要

いなべ市及びその周辺地域における観光物産資源の開発、物産の振興、観光物産施設の整備及び観光客の誘致の促進により、観光物産事業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の振興に寄与する。

2019 年の基本方針

いなべ市における観光資源の発掘と価値創造を行うとともに、観光客の誘客を行い、魅力的な物産の振興及び開発研究などを積極的に進めることにより、地域活性化と文化向上に資する。

- ① 観光資源の発掘
- ② 市の情報発信と観光客の誘客促進
- ③ 誘客イベントの進化と挑戦
- ④ 物産品の振興と研究
- ⑤ 会員増強

組織の構成 役員 会長（代表理事） 1 名
副会長 1 名
理事 10 名
監事 2 名

2 補助金に関する事業の執行状況

補助金は、いなべ市補助金交付規則第 15 条第 2 項の規定により概算払いで支出されており、年度末には、実績報告により精算されている。人件費及び事務局費は、そのほとんどをいなべ市からの補助金で賄われている。

(1) 人件費補助金 8,060,000 円

交付目的 いなべ市観光協会の人件費の補助

交付根拠 いなべ市補助金等交付規則

いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱

補助金交付申請年月日 平成 31 年 4 月 8 日

補助金交付決定年月日 平成 31 年 4 月 8 日

補助金支払年月日（第 1 回） 平成 31 年 4 月 25 日 4,000,000 円

補助金支払年月日（第 2 回） 令和元年 10 月 7 日 4,060,000 円

収入		支出	
人件費補助基金		給与・手当	7,280,401 円

第1回	4,000,000円	福利厚生費	779,599円
第2回	4,060,000円	福利厚生費 (自主財源)	88,674円
合計	8,060,000円	合計	8,148,674円

人件費補助金に関する監査意見

- ① 物販・販売促進で勤務した職員に対して、就業規則に規定のない手当が「司会手当」の名目で支給されていた。この手当の必要性を吟味する必要がある。その支給を必要とするなら、就業規則の改正が必要である。
- ② パート職員が所定労働時間を超えて時間外勤務をした場合の1時間未満の部分の割増賃金が、就業規則の定める金額を超えていた。是正をすべきである。

(2) 運営費補助金 6,000,000円

交付目的 いなべ市観光協会の運営に関する経費の補助

交付根拠 いなべ市補助金等交付規則

いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱

補助金交付申請年月日 令和元年7月9日

補助金交付決定年月日 令和元年7月9日

補助金支払い年月日 令和元年7月25日 6,000,000円

収入		支出	
運営費補助金	6,000,000円	事業費	2,118,541円
		支援補助金	1,135,000円
		旅費交通費	349,325円
		通信運搬費	338,305円
		事務消耗品費	255,984円
		その他	1,802,845円
		自主財源	1,386,779円
合計	6,000,000円	合計	7,386,779円

運営費補助に関する監査意見

- ① 協会の自動車の使用簿が作られておらず、車両管理が適切になされていないといえない。早急に作成すべきである。
- ② 補助対象外経費（観光協会の自主財源による経費）の振込手数料が、補助対象経費とされているものが見受けられた。是正すべきである。
- ③ 職員が立て替え払いをしている場合が多いので、立替払いのなくすような工夫が望まれる。

(3) 事務局費補助金 500,000円

交付目的 いなべ市観光協会の事務局費（事務所の賃借料等）の補助

交付根拠 いなべ市補助金等交付規則

いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱

補助金交付申請年月日 令和元年7月9日

補助金交付決定年月日 令和元年7月9日

補助金支払い年月日 令和元年7月25日 500,000円

収入		支出	
事務局費補助金	500,000円	賃借料	393,792円
		支払報酬	106,208円
		支払報酬(自主財源)	29,791円
合計	500,000円	合計	529,791円

(4) 事務所移転費補助金 193,850円(補助対象経費408,992円)

交付目的 いなべ市観光協会の事務所を藤原庁舎から現在の位置に移転するための補助(観光協会の支出に対して1/2の補助)

交付根拠 いなべ市補助金等交付規則

いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱

補助金交付申請年月日 令和元年8月1日

補助金交付決定年月日 令和元年8月1日

補助金支払い年月日 令和元年12月5日 193,850円

(5) 観光協会の自主財源を含む決算

収入		支出	
補助財源			
人件費補助金	8,060,000円	人件費	8,148,674円
運営費補助金	6,000,000円	事業費	2,758,747円
事務所費補助金	500,000円	支援補助金	1,135,000円
移転費補助金	193,850円	運営費	1,376,983円
自主税源		広告宣伝費	1,511,014円
事業収入	776,618円	事務局費	529,791円
雑収入	145円	移転費	408,992円
会費	1,210,000円	その他の経費	418,047円
前年度繰越金	1,074,924円		
合計	17,815,537円	合計	16,287,248円
		次年度繰越金	1,550,293円

注 次年度繰越金の額は、「収入」の額から「支出」の額を控除した額に減価償却費相当額22,004円を加えた額である。決算書の利益剰余金との差額2円は、固定資産の備忘価額である。

3 観光協会に対する指摘事項

- ① 商工観光課に提出された補助事業の実績報告には、決算報告書、財務諸表及び現金出納簿が添付されていたが、具体的な支出が、どの補助金の補助対象となっているのかわからない。すべての支出について、補助対象であるか否か、補助対象であるなら何の補助金であるかを明示した資料を提出されたい。
- ② いなべ市や観光協会の会員が事業の効果を評価するためには、評価資料として、協会の活動成果を数値化したものを作成されたい。
- ③ 支出書類について、支払金額の根拠となる明細が支払いの帳簿に添付されていないものが見受けられた。第三者にもわかるような数量、単価の積算根拠の書類を添付されたい。
- ④ 時間外勤務の命令簿が作成されていない。観光協会としては、タイムカードで管理しており、小規模の事業所なので必要性がないとの意見であるが、いなべ市からの補助金対象の経費であるので、作成されたい。
- ⑤ 出張復命書が作成されていない。出張して得た知見を他の職員と共有するため及びいなべ市が観光協会の活動を確認するために必要であるので、作成されたい。
- ⑥ 職員の自家用車による移動が、多く確認された。業務で自家用車を使用する場合の規定を設けるべきである。自家用車の利用に伴う費用弁償（旅費）の規定を整備することが必要である。
- ⑦ 本監査は、いなべ市観光協会の補助金に関するものであるので、総会、理事会の運営に基本的には及ぶものではないが、補助対象経費に関する決定、議決又は承認については、議事録でその内容の確認ができないものがあった。議事録の記載内容で補助金に関する事項については、より詳細なものとするを求める。

4 商工観光課との協議事項

本監査の対象となる補助金は、いなべ市補助金交付規則（平成15年規則第38号以下「規則」という。）及びいなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱別表第3（第2条関係）区分4「観光事業費補助金」を根拠として支給されているが、要綱の「補助金等の交付の目的」及び「補助事業の内容」は、概括的に規定されているので、いなべ市観光協会のほとんどの活動に補助を与えることができるものとなっている。しかし、本監査において、本来自主財源（会費、事業収入）で支出することが望ましいと思われるものが補助対象経費とされていることが散見された。

本監査の対象年度の決算においては、前の年度に比べ、利益剰余金が約45万円増えている。（平成2年3月31日現在で1,550,295円）補助金は、「公益上必要がある場合において」（地方自治法第232条の2）行われるものであり、補助対象事業を行うのに不足する資金を補てんするものである。事業の運営上にながしかの利益剰余金が必要であることは認められるが、毎年利益剰余金が増加するような事態は、適切さを欠くといわざるを得ない。

コロナウィルス感染症の影響により、いなべ市観光協会の令和2年度の事業量は縮小しており、令和2年度決算の利益剰余金が増えることが見込まれる。従って、令和2年度の「補助事業等実績報告書」（規則第15条）の提出時には、今まで以上にその内容について精査して、利益剰余金の残高によっては、補助金の清算を行うべきであると考えます。

また、補助対象経費の具体的内容が明確に規定されておらず、疑義の生じる事案を少なくするため、補助対象経費の判断基準を別途定める、又は補助の交付について条件を付するなどの対応をすべきである。

なお、令和3年度の令和2年度分決算審査においては、上記協議事項の結果を審査する予定である。

5 所見

いなべ市観光協会は、損益計算書によると、すべての収入額 16,740,613 円のうち 14,753,850 円（88.1%）がいなべ市からの補助金となっており、自立した経営といえない。自主財源の確保のため、同協会は会員数の増加に努めており、会員数は増加している。評価すべき取り組みである。さらなる取り組みに期待する。

同協会は、設立にいなべ市が関与した経緯もあり、長年にわたり、いなべ市から一定額の補助を得ている。補助金は、既得権益化しやすく、ともすると補助金を使うこと自体が目的となってしまう。いなべ市観光協会には、そのようなことにならないよう、斬新な事業展開を望む。